

『日本国見在書目録』の基軸

—その編纂過程をめぐって—

高橋 均

はじめに

『日本国見在書目録』は、日本で最初に作られた中国書の総合的目録書です。この目録書については、はやくから『隋書』『経籍志』との関係が指摘されていますが、全体的な解明には至っていないように思われます。隋書経籍志（以下隋志と略す）が、日本国見在書目録（以下見在書目録と略す）の編纂にどのようにかかわったのか、このことは、見在書目録に著録される書物が、すべて当時の日本に存在したもののなかでどうかという点ともかかわってきます。そうした問題を中心にお話を進めたいと思います。

はじめに、見在書目録との出会いです。わたしがまだ学部学生のところ、たまたま神保町の小宮山書店で買ったのが、刊行されたばかりの小長谷恵吉『日本国見在書目録解説稿』（小宮山書店刊 昭和三十一年一二月。購入本は、「三

〇〇部印行の限定出版にして本書は八十二番也」定価五百円）でした。この本はずっと手元に置いて、必要に迫られて見てはいたのですが、きちんと読むこともないまま過ぎてしまいました。

わたしはこれまでも、必要に応じて見在書目録を引き、資料の日本依存の有無を論証することはありましたが、自分の都合に合わせて利用するばかりで、見在書目録に正面から向きあうことをしてきませんでした。たとえば『論語鄭玄注』が日本に伝来していないことを論証するために、避けて通ることができない問題が二点あります。その一点は、『律令』『学令』に「凡そ正業教へ授けむことは……論語には鄭玄、何晏が注」と、大学で論語鄭玄注が読まれていたと記されること、もう一点は、『日本国見在書目録』『論語家』に「何晏集解」などと一緒に、「論語十卷鄭玄注」が著録されていることでした。学令については、『令集解』

に引かれる「穴記」の説によつて、当時の大学で読まれていた論語鄭玄注とは、何晏の『論語集解』に引かれる鄭玄注を指す、というところまで論証できたと思つていますが、見在書目録の論語鄭玄注の著録については、この記述を否定する方法がどうしても見つからないままです。

今日は、この機会を借りて、長年の懸案であつた見在書目録について、わたしの考えたことをお話ししたいと思います。

〔付記1〕日本国見在書目録一卷、一名『本朝見在書目録』、編者は藤原佐世、貞観一七年（八七五）から寛平三年（八九一）ころに撰述。貞観一七年、宮中の秘閣冷然院の火災により多くの典籍が焼失したことが目録の編纂のきっかけとなつたというのが、安井息軒の説で、以後この説が多くの人に支持されてきた。

〔付記2〕主として参考したのは、以下の論著である。

『日本国見在書目録解説稿』小長谷恵吉 小宮山書店
昭和三二年一二月

『日本国見在書目録―集証と研究―』矢島玄亮 汲古書院
昭和五九年九月

『日本国見在書目録に就いて』狩野直喜 『支那学文叢』
所収 みず書房一九七三年

「日本国見在書目録 解題」太田晶二郎 『太田晶二郎著作集』第二卷所収 吉川弘文館一九九一年

「日本漢籍史札記（一）」日本国見在書目録編纂の精神」

太田晶二郎 同上

『隋書経籍志詳考』興膳宏 川合康三 汲古書院一九九五年

1 「隋書」「経籍志」の日本伝来とその意義

中国で書目編纂の理由として経籍志が多く挙げているのは、王朝が代わることの戦乱による書籍の焼失です。ですから安井息軒が出した、冷然院火災による蔵書の焼失が見在書目録編纂のきっかけとなつたという説は、多くのの人に支持されて、半ば定説のようになってきました。息軒の説は、見在書目録の識語として、その目録の巻末に次のように記されています。

書現在書目後

右目中所収、為部千五百七十九、為卷一萬六千七百九十、分為四十家、七緯不着卷数。又在此外據頭銜、盖寛平中佐世在奥所輯、距今九百六十餘年。按史先是貞観乙未、冷泉院火圖書蕩然、盖此目所因而作、而所以有現在之稱也。後復数経兵火、著録者十不存一、良可惜也。

(後略)

嘉永辛亥(四年一八五二) 臘月十日 飢肥 安井衝

その根拠となった冷然院の火災は、『三代実録』に次のように記されます。

貞觀十七年(八七五) 正月廿八日壬子、夜、冷然院火。

延燒舍五十四宇。秘閣收藏圖書文書爲灰燼。自餘財寶無有子遺。

ここには冷然院の火災によって、秘閣の收藏図書が焼失してしまったことが生々しく記されています。しかしわたしは、冷然院の火災という偶発的な事由を、そのまま見在書目録編纂のきっかけとみることにどうも納得がいきません。もちろん日本においても、所蔵される図書が火災に会い、それが目録編纂のきっかけとなったこともあるでしょう。しかし見在書目録は、当時作られていた通常の蔵書目録と違って、後でも触れませんが、学問的な体系を備えた総合的図書目録で、それが作られるためには、それまでとは違った知識が要求されたはずです。そこに登場するのが隋志ではないでしょうか。隋志は、見在書目録が作られるためのまさにスプリングボードの役割を果たしているのです。といいますのは、当時の日本にはすでに目録に編纂しうるほど、あるいは目録に編纂しなければならないほどの

書物が存在していて、総合的目録の編纂が可能な状況にあったと思います。それらの書物や文物は、命をかけて中国に渡り、国づくりには有用な資料を中国で探し、日本に持ち帰った人々の賜物です。そうであれば伝存する書物には、持ち帰った人たちの苦難の記録、あるいは伝承が残されていたはずで、それが目録編纂を促す力となり、そして隋志に学んで編纂されたのが、およそ千五百部の書物を著録する日本国見在書目録一巻である、とわたしは推測します。

2 『日本国見在書目録』の「見在」という語を通して明らかにすること

『日本国見在書目録』、あるいは『本朝見在書目録』という書名は、当時の人名や所蔵される場所名に「目録」とつけた書名からみると、ずいぶん近代的というか時代を超えている書名だと感じるのは、わたしだけでしょいか。

見在書目録の性格、成立を明らかにする手がかりとして、「見在」ということばに注目し、その用法を見在書目録と明らかなかかわりをもつ隋志に探してみます。すると隋志の「総序」に、唐・高祖の武徳五年(六二二)に偽鄭を滅ぼし、その図書を都に運ぶ船が、黄河の難所底柱で多くの書物を失い、その目録も水浸しになり、欠損した。そ

ここに「今考見存、分爲四部」とあります。この「見存」とは、「かろうじて残存している書物」ということのように、そこで残存する書物をなんとか四部に分類したのです。

これは「見存」の例ですが、隋志「経籍二」の史部には、分部ごとの解題に「見在」「見存」ということばが、八例見えます。その中から三例を挙げましょう。

① 公朱之亂、並皆散亡。今舉其見在、謂之霸史。
② 然亦隨代遺失。今據其見存、謂之舊事篇。

③ 不足可紀、可刪。其見存可觀者、編爲職官篇。

「見在」「見存」はほぼ同じ用法で使われていて、いずれも時間の経過や戦乱などによって書物の多くが散佚してしまいい、「かろうじて残存している書物」を指すのでしよう。

わたしが時代を超えていると感じた、『日本国見在書目録』という書名の「見在」という語は、隋志との関連から、そこからの借用とみることはできないでしょうか。当時の日本に伝存する書物の総合的目録にふさわしい書名として、隋志に見えるこの「見在」ということばを探しあて、借用したに違いありません。それが認められるならば、書名の「日本国見在書」即ち「日本に現存する書物」ということにあまりこだわることはないのではないか、こんなことを考えていますが、この点は後でまた触れることにしま

しょう。

3 『日本国見在書目録』に記される「注」が明かすこと

見在書目録が、隋志に倣って編纂されたと考える、そのための手がかりが、見在書目録の「正史家」に著録される『東觀漢記百卅三卷』の「注」にあるようです。

その注によると、もともと見在書目録に著録されていた東觀漢記の巻数は一四二巻で、吉備真備の将来したものであるといえますから、当時、吉備真備将来の東觀漢記一四二巻本が伝存していて、見在書目録はそれを著録したのでしよう。ところが隋志記載の東觀漢記は一四三巻であったので、それによって巻数を改めたと注は記します。今見在書目録に記載される東觀漢記は、たしかに隋志と同じく一四三巻です。これは「後魏書百卷」にも同じような注がありまして、もともと見在書目録に著録されていた後魏書は六十巻であったが、隋志によって百巻に改めたとあります。これらの注はきわめて重要なことを明かしています。それは見在書目録が、当時の日本に現存する書物の書誌記述にもとづいて作られながら、後に隋志によって修改されていることです。隋志によって修改されたのが、たんに巻数だけなのかどうか、この点は後から問題とします。いず

れにしても隋志は、見在書目録を編纂した人にとって、まさに規範であったことがわかります。隋志に倣って目録を作ろうとしたとは、こうしたことを指しています。このように中国舶載のものを規範とすることは、時代は下がりませんが、中国から摺本（版本）が伝わり、それまで日本に残っていた六朝・唐系写本が顧みられなくなる現象と共通しているように思います。

また「春秋家」の「閩外春秋三卷」の注には、「冷然院本十卷」とあります。これは見在書目録に著録された閩外春秋は三卷であること、ただこの閩外春秋なる書物は隋志に著録がありませんから、先の吉備真備将来本のような隋志による修改も隋志とのかかわりも注記されず、冷然院所蔵本がそれと異なることだけが注に記されているのです。同じように「土地家」の「括地志」の注には、「元數六百卷、図書録只藏第一卷」、「礼家」の「御刪定礼記月令一卷」の注には、「冷然院録云、一卷第一卷」と記されます。括地志一、御刪定礼記月令一卷なども、日本に伝存するテキストにもとづいた書誌記述でしょうが、いずれも隋志に見えませんが、それに代わって「図書録」あるいは「冷然院録」という日本で作られた目録の書誌事項が注として引かれているのではないのか、とわたしは考えます。

さらに「易家」に、「周易三卷冷然院、周易謬論一卷冷然院、周易譯名十二卷冷然院、周易集音一卷冷然院」とあります。注の「冷然院」とは、冷然院に所蔵されるテキストということでしょう。ここには吉備真備将来本のような隋志による修改の注記はありません。といえますのは、これらのテキストも隋志に見えませんが、隋志による修改はなかったでしょう。こうした記述から、見在書目録にはたしかに当時の日本に伝存していた書物が著録されていることがわかります。

これらの注から見えてくることは、見在書目録の記述が当時の日本に伝存する書物を著録しながらも、隋志と異なるりがある場合は隋志によって改められていること、隋志に記載が見えない場合にはそのまま記されるが、もし日本の目録や冷然院所蔵本などに異なる場合には、その異同が注として記されていると考えられます。ここからみて、見在書目録にはさまざまな性格の記述が混在していることがわかります。

4 『隋志』に倣った『日本国見在書目録』の分類

見在書目録の構成は、「易家」「尚書家」「詩家」のように四十家に分類され、それが経・史・子・集の順で記され

ています。この四十という分類は、隋志の分類数とまったく一致しますから、ここにも隋志との密接な関連を見てとることができそうです。つまり隋志の体系にもとづいて見在書目録は作られていることがわかります。

ところで問題は、隋志は目録中に分類の名称を立てていないことです。隋志の分類は、同類の書目の解題のはじめ、あるいは末尾に内容を概括する用語を記して分類の名称に代えています。

そうした関連を見るために、隋書経籍志（六一八年）を軸にして、『七録』（五二〇—五二七）、『旧唐書』「経籍志」（五代劉昫八八八—九五五・母昉『古今書録』）、日本国見在書目録（八七五—八九二）間の分類項目の経の一部を比べたのが次です。

「隋志」	「七録」	「旧唐書」	「見在書目録」
經籍一經			
故取貫於周易之首	易部	易類	易家
故附尚書之末	尚書部	書類	尚書家
詩者	詩部	詩類	詩家
自大道既隱	禮部	禮類	禮家
樂者	樂部	樂類	樂家

春秋者	春秋部	春秋類	春秋家
夫孝者／故作孝經	孝經部（後）	孝經類	孝經家
論語者	論語部（先）	論語類	論語家
列于六經之下、以備異說	緯緯部	識緯類	異說家
附於此篇、以備小學	小學部	經解類、詁訓類、小學類	小學家

この一覧表を見ていただければわかるように、見在書目録が、分類は隋志と同じでありながら、隋志が立てていない分類名称を「易家」「尚書家」のように立てていることで、これはあるいは七録あたりを参考した可能性を考えていいのかもしれない。もう一点、見在書目録は、七録の「〇〇部」、旧唐書の「〇〇類」と違って、「〇〇家」という用語が、中国の書目には見当たりません。時代は後れますが、藤原頼長の『台記』の読書記録の分類にも「経家」「史家」「雑家」と「家」が使われていて、用法が共通しますので、あるいは日本に独特の用法かもしれません。

注目したいのは、見在書目録は、先にも触れましたが経・史・子・集の順で記述されているのですが、隋志のよ

うに四部に分けられないで、目録全体を「四十家」としてまとめておくことです。隋志の構成をここまで踏襲しながら、なぜ四部分類を採りいれなかったのか、当時の日本に四部分類を採りいれるだけの学問的な素地がなかったからでしょうか。それとも四部分類としてそろえるだけの書物が存在しなかったからでしょうか。

このように見てきますと、見在書目録の全体的な構成と分類項目は隋志にそのまま従いながら、部分的には他の書目をも参考とし、また日本の用語を用いて改めている可能性があります。見在書目録が何より評価に値するのは、当時日本で作られていた目録、たとえば『通憲入道藏書目録』『仙洞御文書目録』などが、書物を収めた容器を単位とした目録であるのに対して、隋志に倣って、学問体系に則った総合的図書目録を構想しえたことを指摘しておきましょう。

5 『日本国見在書目録』に記される目録の書誌記述のレベル

見在書目録の構成と分類項目がほぼ隋志によっていることを明らかにしましたが、それでは、書誌記述の各条はどうでしょうか。そのことを考える手がかりとして、見在書目録の中から何例かを択んで、隋志、日本の資料として

『弘決外典抄』（九九一年）、『全經大意』（二二九六年）、『台記』（一一四三年）などと比べてみます。

易家『周易』

隋志…周易十卷魏尚書郎王弼注六十四卦六卷、韓康伯注繫辭

以下三卷。王弼又撰易略例一卷。

*見在…周易十卷魏尚書郎王弼注六十四卦六卷、韓康伯注繫辭

以下三卷。王弼又撰易略例一卷。

弘決…周易十卷鄭玄王弼各注

全經…周易十卷 王弼魏代人注

台記…周易十卷

尚書家『古文尚書』

隋志…古文尚書十三卷漢臨淮太守孔安國傳

*見在…古文尚書十三卷漢臨淮太守孔安國注

弘決…尚書十三卷漢鄭玄臨淮太守孔安國注

全經…尚書十三卷五十八篇 孔安國漢代人注

台記…尚書正義二十卷

正史家『漢書』

隋志…漢書一百一十五卷漢護軍班固撰、太山太守應劭集解

*見在…漢書百十五卷漢護軍班固撰、太山守應劭集解

弘決…漢書百二十卷漢護軍班固撰、顔師古注

全經…なし

台記・漢書九十二卷

通憲・漢書伝一帙

見在書目録全体からすればごくわずかの例ですが、日本の書目で書名・巻数・注者官名・注者名までも記すのは見在書目録だけで、この書誌記述は、他の日本の目録と比べると明らかに異質です。ここに引いた例から、当時の日本の目録の書誌記述は、①隋志とほぼ同じレベルの記述、②簡略化されたレベルの記述 とに分かれるようです。ここでは隋志と日本の書目を対比しましたが、注目したいのは、見在書目録中には隋志に見えない書物の著録も多く、それらの書誌記述の多くはいずれも簡略なのです。先に見在書目録には隋志によって書き改められている点があるといいましたが、ここに挙げた周易や古文尚書などのような隋志とほぼ同じレベルで記述されているものは、隋志によって書き改められている可能性、あるいは隋志からそのまま借用している可能性はないでしょうか。もしその可能性があるとすると、そのことを見在書目録からどのようにして明らかにすることができるでしょうか。

6 『日本国見在書目録』に見える重複した記述

見在書目録には、類似した書名が複数著録されている個

所があります。そしてその書誌記述をしらべてみると、隋志に見えるものと、隋志に見えないものとに分かれるようです。例を「礼家」の『周礼』に見てみましょう。

周官礼十二卷鄭玄注 (A) 周礼義疏十四卷 (C) 周官礼抄二卷 (C)

周礼義疏六卷冷然院 (C) 周官礼義疏卅卷汗重撰

(A) 周官礼義疏十卷 (A)

周官礼義疏九卷 (A) 周礼疏五十卷唐賈公彦撰 (B)

周礼音一卷 (B) 周礼圖十五卷 (A) 周礼圖十卷 (C)

書名の後に (A) としたのは、ほぼ同一の書名を隋志に見ることが出来るもの、(B) は隋志には著録されないが、旧唐書などに見えるもの、(C) は隋志、旧唐書などに見えないものです。ここで (A) (C) のグループに分けた書名を比べてみます。隋志に見える (A) の周官礼十二卷鄭玄注に対して、隋志に見えない周官礼抄二卷 (C) は、同じ書名ながら巻数が異なり、注者名もなく、しかも「抄」とあります。また (A) の周官礼義疏卅卷汗重撰、周官礼義疏十卷、周官礼義疏九卷の三点は、書名・巻数、さらに記述の次序までもまったく同じ記述が隋志に見えるのに対して、ほぼ同じような書名ながら巻数が異なる周礼義疏十四卷 (C)、周礼義疏六卷冷然院 (C) の二点は、

隋志に見えませんが、同じ書名で巻数の異なる周礼図十卷(C)は隋志に見えませんが、同じ書名で巻数の異なる周礼書名のもので複数著録され、その内の隋志とほぼ同じ記述のもの、あるいは記述の順序までも同じものは、一致度の高さから隋志によって修改されたか、隋志からそのまま借用した可能性が考えられます。それが(A)です。そして(C)は、巻数が少ないなどの点から日本で節略編纂されたもので、それが目録に採り入れられたのではないでしょう。また(B)の周礼疏五十卷唐賈公彦撰、周礼音一卷は、旧唐書にほぼ同じ周礼疏五十卷唐賈公彦撰、周礼音三巻が著録されますので、(A)(C)とは由来の異なるグループとみまます。

以上、見在書目録の重複した記述から、①隋志によって修改されたもの、あるいは隋志の記述を借用したものⅡ(A)、②当時日本に伝存していた書物を目録化したものⅡ(C)、③日本で作られた目録に由来するものⅡ(C)、④伝来時期も遅れて当時の日本に存在していたものⅡ(B)、というように分類でき、このように由来の異なる

データが、見在書目録には混在しているのではないかと推測するのです。その結果、同じような書名のもので複数著録されている個所が、見在書目録には見えないのでしょうか。

7 『日本国見在書目録』中の「楽家」の記述

今重複記述を手がかりに目録を分析してみました。著録される書物の性質によっても目録の成り立ちに違いがあるように思われます。そうした視点で見在書目録を見ると、技術書、学習書など実用書になにか共通点があるようなのです。ここでは「楽家」を取りあげましょう。楽家は経書に入りますが、その中では異質です。楽家には、二部二〇七巻が収められています。そのうち隋志に見ることができるのは、「古今樂録十三巻、樂書要録十巻、琴經一卷、琴操三巻」などとそれほど多くなく、それらを除くと隋志にほとんど見ることができません。見えないものには、「琴録一卷、琴德譜五巻、琴用手法一卷、雜琴譜百廿巻、彈琴用手法一卷、雅琴録一卷、院威備一卷、彈琴手勢法一卷、篳篥譜十一巻、横笛十八巻、尺八図一卷、律呂施宮図一卷、十二律相生図一卷」などがあります。これらの中には中国から伝えられた文献があるとしても、その多く

は書名からみて、日本で当時行なわれている琴、笛、尺八などの演奏技法を記した文献のようです。ここから楽家の構成を見てみると、その多くは当時日本に伝存する書物で、他の経書などと比べると隋志とのかかわりは明らかに希薄です。

隋志とのかかわりで、「楽家」と同じような傾向を示すのが、「小学家」「天文家」「曆数家」「五行家」「医方家」など技術書、学習書性格の書物で、これらの実用書は後進国家の国づくりに有効に用いられていて、早い段階から日本化している書物が多いことをうかがえます。

8 『日本国見在書目録』中の「別集家」の記述

見在書目録でもうひとつ注目されるのが、「別集家」の記述です。別集家は、その多くが隋志にも見えるのですが、書誌記述にこれまで触れたものと明らかに異なります。そこで別集家の中からいくつか扱って、隋志、旧唐書の記述と比べてみることにしましょう。

「見在書目録」

「隋志」

「旧唐書」

陶潛集十

宋徵士陶潛集九卷

陶淵明集五卷

阮嗣宗集五

魏歩兵校尉阮籍集十卷

阮籍集五卷

謝吏集一

齊吏部郎謝朓集十二卷

謝朓集十卷

庾信集二十

後周開府儀同庾信集二十一卷

庾信集二十卷

何遜集八

梁仁威記室何遜集七卷

何遜集八卷

孔稚珪集十

齊金紫光祿大夫孔稚珪集十卷

孔稚珪集十卷

劉豫帝集十五

宋武帝集十二卷 梁二十卷

宋武帝集二十卷

張華集十

晉司空張華集十卷 錄一卷

張華集十卷

別集家の記述をみてゆくと、見在書目録はそのほとんどが書名と巻数を記すだけです。隋志に比べ簡略化された記述ですし、巻数などにも違いがあります。これは「惣集家」についても、ほぼ同じようなことがいえそうです。ここにはなぜか「巻」字が略されていますが、その点は触れませんが、これら別集家には、これまで易家や尚書家で見つかったような、隋志に近い記述、それは隋志からの修改や借用の跡ですが、それがまったく見えません。そこでわたしの推測は、これらの別集は早くに日本に将来され広く読まれていて、すっかり日本の風土になじんでいる。そうしたすか通行している書名巻数をそのまま目録化したものです。

ら、もはや隋志による修改の手がはいる余地がなかったのではないのか。その結果、見在書目録はこのような簡略レベルの書名で著録されることになったと考えます。

まとめ

わたしにとつて見在書目録は、そこに著録される書物が、当時の日本に将来され存在していたのかどうかが大きな問題でした。その点を明らかにするため試みたのが、隋志とのかかりです。すると見在書目録に見える注から、日本に伝存した書物にもとづいて作られていた目録の巻数が、隋志に見えるものと異なる場合には、隋志によつて修改されていることがわかりました。そうしてわかってきたのが、隋志を規範として目録の編纂が企てられたのではないのかということ。見在書目録の「見在」という書名、四十家という分類までもすべて隋志によつていふことがそれを示します。そうであれば、巻数だけではなくて、書誌記述も改められている可能性を考えなくてはなりません。その結果、見在書目録には、由来の異なるさまざまな書誌記述が含まれてしまいました。ひとつは見在書目録のもとになった日本に伝存した書物の書誌記述、ここには日本ですでに作られていた目録からの借用も含まれま

す。それと隋志によつて修改された書誌記述、さらに隋志から借用した書誌記述、これらが合わさつて今わたしたちが見る見在書目録は作られているのではないか、という想定です。

見在書目録が編纂されたことの意義として、次のようにまとめてみました。

① 隋志の体系を受容できるレベルまで日本に書物の蓄積が達していたこと。

② 人名や場所名を目録名とするのに対して、「見在」という用語を隋志から借り、「日本国（本朝）見在書目録」という書名を作りだしたこと。

③ 隋志から目録の分類項目を借用しながらも、日本仕様に改めて見在書目録四十家の目録を作りあげたこと。

④ 書物を収める容器を単位としたレベルの個別的目録から、学問的体系に則つた総合的図書目録を作りえたこと。わたしは見在書目録中に隋志からの借用があるとみましたが、そのことが十分に論証できたわけではありません。あるいは当時の日本に伝存している書物だけでは、隋志をモデルとしたような目録を作るのに十分ではなかったため、隋志の記述を借用して体系を整える必要があつたのかもかもしれません。しかし今見在書目録を眺めていると、当時の中

国研究者の営為の諸相がさまざまに浮かんでまいります。
これを出発点として、もうすこし確信を持った報告ができる
ようにしたいものです。

(東京外国語大学名誉教授)

